

Q1 どんな業種でどれくらいの件数のリコールがあるの？
家電以外に「リコール」ってあまり起こらないのでは？

A. 幅広い品目でリコールは実施されています。

業種	件数	業種	件数
家電製品	683	住居品	427
食料品	250	建物・設備	183
保健衛生品	223	文具・娯楽用品	308
被服品	348	光熱水品	5

※件数は平成27年12月29日現在(車両・乗り物のリコールを除く)
<出典>消費者庁ホームページリコール情報検索

Q3 「リコール」は不良品の回収に関わる費用を負担すればいいの？

A. そんなことはありません。

■例えばこのような費用がかかる場合があります。

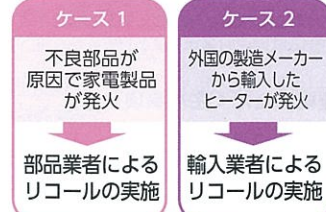
- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物が否かまたは不具合の有無について確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

Q2 でも「リコール」って生産物を製造している完成品メーカーだけが実施するものですよね？

A. そんなことはありません。

■リコール実施事例

完成品メーカーだけでなく部品メーカーや販売業者もリコールを実施する場合があります。



Q4 「リコール」って実施するとどれくらい費用がかかるの？

A. 数千万円の費用がかかる場合もあります。

費用		
金額	項目	内容
約8,800万円	社告費用	全国紙4紙に4段広告(約14cm×約35cm)を掲載
約2,900万円	廃棄費用	化学物質が混入した食品約700tの廃棄費用
約200万円/月	通信費用	製品を回収するにあたり、コールセンターを立ち上げたため、オペレーター人件費、設備代、通話代等の費用が発生
約700万円/月	輸送費用・賃借費用	回収した製品の輸送費および保管目的で賃借した倉庫料

※費用の内容は実際の事故例に基づき東京海上日動火災で作成した見込値です。

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」への対策をするために「充実補償リコール特約」をご用意しています。
すでに限定補償リコール特約にご加入の方もさらに補償の厚い「充実補償リコール特約」へのご加入をオススメします。

引受保険会社(2018年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。

◇印の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っています。
◆印の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っています。

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
◇◆ あいおいニッセイ同和損害保険	08	◇ セコム損害保険	11	◇◆ 東京海上日動火災保険	09
◇◆ 共栄火災海上保険	02	◇◆ 損保ジャパン日本興亜	17	◇◆ 三井住友海上火災保険	04
◇◆ 現代海上火災保険	96	◇◆ 大同火災海上保険	22		

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社(現代海上火災保険を除く)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社(現代海上火災保険を除く)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料)
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご連絡先

募集代理店

募集代理店所属保険会社

団体名等

〒656-0025 兵庫県洲本市本町3丁目3-25
洲本商工会議所
TEL 0799-22-2571 FAX 0799-24-1550

●事務管理代理店は会員所属団体が商工会議所の場合は(有)石垣サービス、商工会の場合は(株)ふるさとサービス、中小企業団体中央会傘下の協同組合等の場合は(有)エヌ・エス・エイサービスとなります。募集は上記募集代理店が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は上記募集代理店までお問い合わせください。 17-T11115 E14-84780(3) 改定201802

中小企業 PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料制度】



製造業



飲食業

さらに

「充実補償リコール特約」または「限定補償リコール特約」をご用意しています。

- ・製品の不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・リコールを実施した場合、経営悪化の可能性がります。



工事業



請負業



販売業

中小企業製造物責任制度対策協議会

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

PL保険制度の特長と事例

PL保険制度 生産物賠償責任保険 (中小企業製造物責任制度対策協議会用)

- 1 中小企業のための専用商品設計によりご加入いただきやすい保険料を実現!!
- 2 全国で約46,000件の引受実績!! 制度発足以来、約19,800件を超える支払い実績!!
- 3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!

保険内容

被保険者(補償を受けることができる方)が生産・販売し、かつ、被保険者の占有を離れた財物^{*1}(生産物)や、被保険者が行った仕事^{*1}の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故^{*2}が遡及日^{*3}以降に発生し、保険期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- *1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。
- *2 他人の身体または生命を害したことを対人事故、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを対物事故とします。
- *3 遡及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3.をご参照ください。

事例

■「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。
 ■請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後・お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってこれらの事故について補償を受けるためには、PL保険への加入が必要です。

製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額
約6,700万円

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

損害額
約300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

損害額
約1,900万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。

損害額
約4,000万円

卸売業

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。

損害額
約300万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額
約1,400万円

リコール特約 [任意加入]

- 1 選べる2つの特約!!
- 2 充実補償リコール特約なら対人・対物事故のおそれにより実施する「リコール」も補償!!
- 3 制度発足11年間で約12,400件の加入実績!!
- 4 部品製造事業者も対象!!
- 5 販売事業者のリスクも補償!!

保険内容

被保険者が生産物^{*4}のかしに起因して、リコール^{*5}を実施することにより生じた費用^{*6}を負担することによる損害を補償します。他人の身体障害・財物(生産物を除きます。)損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ^{*7}がある生産物に対して実施されるリコールにより生じた費用を負担することによる損害も対象となります。

被保険者が生産物^{*4}のかしに起因して、リコール^{*8}を実施することにより生じた費用^{*6}を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間(傷害を被った日または発病日から治療するまでに要した期間をいいます。)が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

- *4 リコール特約における「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器・包装として使用し製造・加工された財物、これに付随して提供される景品を含みます。
- *5 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。
- *6 リコールが被保険者以外の者により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含みます。
- *7 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等の法令により禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装の製造・販売等、名称・保存方法・添加物等の所定の表示事項について、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと、食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じた生産物については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなします。
- *8 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故が発生した際に、その拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

充実補償リコール特約

限定補償リコール特約

対人・対物事故のおそれによるリコールについて

次の事由が生じた生産物は、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、その生産物のリコールを実施することにより生じた費用は補償の対象となります。

- ・所定の法令により禁止されている製品等の製造・販売 等
- ・品質保持期限の誤表示等
- ・名称・保存方法・添加物等の所定の表示事項について、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと
- ・食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)

事例

充実 限定
○ ×



製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

充実 限定
○ ×



製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

充実 限定
○ ×



販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

充実 限定
○ ○



液晶テレビのトランス回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

充実 限定
○ ○



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

充実 限定
○ ○



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

- ※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。
- ① 保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること
- ② リコールの対象となる生産物が日本国内に存在すること
- ③ 充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(インターネットのみによるものを除く)
 - リコール実施についての行政庁の命令
- 限定補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - リコール実施についての行政庁の命令
- ※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

補償内容をご加入タイプについて

PL保険制度

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- | | |
|---|--|
| ① 被害者に対し法律上支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ保険会社の承認が必要です | ④ 賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当や護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用 |
| ② 保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 | ⑤ 被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 |
| ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用 | |

<保険金のお支払方法>

- ① 損害賠償金はその損害額から免責金額(自己負担額)を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
- ②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用について①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、労働争議、騒じょう、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
- ・排水、排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・生産物自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた(加えられるべきであった場合を含みます)財物自体の損壊・修理・交換・使用不能(財物の一部のかしまたは欠陥によるその財物の他の部分の損壊、修理、交換または使用不能を含みます。)
- ・生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物のリコール費用(生産物のリコール費用についてはリコール特約で対応いたします。なお、特約付帯の有無にかかわらず、必要なリコール等の措置は適切に講じていただく必要があります。)
- ・日本国外で発生した対人・対物事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害
- ・遡及日^{※9}より前に発生した対人・対物事故
- ・医薬品・医薬品部外品・医療機器^{※10}、食品、農薬について生産物の意図または期待された効能が発揮できなかったことに起因する損害
- ・対人・対物事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
- ・対人・対物事故が発生しない精神的被害 等

- *9 遡及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3.をご参照ください。
- *10 保険の対象となる「生産物」または「仕事」が医薬品等またはその製造もしくは販売(小分けを含みます。)である場合については、付帯される「医薬品等に関する特約」により、上記の他にも特有の免責があります。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせいただくか、契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款をご参照ください。

リコール特約 [任意加入]

充実補償リコール特約

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限り、引受保険会社が通知を受けた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※1)に対して保険金をお支払いします。

(※1)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年以内にリコール実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 | ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 |
| ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。) | ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 |
| ③ 回収生産物が否かまたはかしの有無について確認するための費用 | ⑧ 回収生産物の廃棄費用 |
| ④ 回収生産物の修理費用 | ⑨ 信類回復広告費用 |
| ⑤ 代替品の製造原価または仕入原価 | ⑩ 在庫品廃棄費用 |
| ⑥ 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価(被保険者またはリコール実施者の利益を控除した後の金額とします。) | ⑪ コンサルティング費用(※2) |
| ⑦ 回収生産物または代替品の輸送費用 | |
| ⑧ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 | (※2)リコールが被保険者以外の方により実施される場合は対象外 |

<保険金のお支払方法>

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式により算出されます。ただし、1被保険者に対して1回のリコールおよび保険期間につきご加入タイプの支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合^{※11}

*11 「縮小支払割合」は上記①～⑫の費用については90%、⑬⑭の費用については100%とします。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始日より前に知ったまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときは、保険会社は、次のi、iiのうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ii 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- | | |
|--|--|
| ① 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機が生産物またはその原材料・部品・容器・包装である場合は、そのおそれにより生じた損害 | ⑧ 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ |
| ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反 | ⑨ 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
・被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務の執行機関を含みます。) |
| ③ 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議 | ⑩ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等 |
| ④ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等 | ⑪ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 |
| ⑤ 消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 | ⑫ 保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始日より前に事故の発生またはそのおそれを知っていたとき、または知っていたと判断できる合理的な理由があるとき 等 |
| ⑥ 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 | 詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款をご参照ください。 |
| ⑦ 生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ | |

リコール特約 [任意加入]

限定補償リコール特約

1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限り、引受保険会社が通知を受けた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※1)に対して保険金をお支払いします。

(※1)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年以内にリコール実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- | | |
|--|---|
| ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 | ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分(※2) |
| ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。) | ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等(※2) |
| ③ 回収生産物が否かまたはかしの有無について確認するための費用 | ⑧ 回収生産物の廃棄費用 |
| ④ 回収生産物または代替品の輸送費用 | (※2) 回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかわるものを除きます。 |
| ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 | |
- 回収生産物の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用等は対象となりませんのでご注意ください。

2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による重大事故の発生もしくは法令違反
 - ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者による脅迫行為・加害行為
 - ③ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
 - ④ 消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
 - ⑤ 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
 - ⑥ 生産物の修理または代替品のかし
 - ⑦ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
 - ⑧ 保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始日より前に重大事故の発生またはそのおそれを知っていたとき、または知っていたと判断できる合理的な理由があるとき 等
- 詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款をご参照ください。

<保険金のお支払方法>

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式により算出されます。ただし、1被保険者に対して1回のリコールおよび保険期間につきご加入タイプの支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合(90%)

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始日より前に知ったまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときは、保険会社は、次のi、iiのうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ii 回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

PL保険制度

次の4タイプからお選びください。

支払限度額 <1請求および保険期間中、対人・対物共通(合算)>			
S 型	A 型	B 型	C 型
5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額(自己負担額) <1請求あたり>			
3万円			

●「食中毒利益担保特約」のご案内：飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」にご契約いただくことができます。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

リコール特約 [任意加入]

充実補償と限定補償について、それぞれ支払限度額が3,000万円と1億円の2タイプを設定しています。PL保険制度のご加入タイプに拘らず、これらの4タイプからお選びいただけます。

充実補償リコール特約	限定補償リコール特約
3,000万円タイプ	1億円タイプ
・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額3000万円(縮小支払割合90% ^{※12})	・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90% ^{※12})
3,000万円タイプ	1億円タイプ
・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額3000万円(縮小支払割合90% ^{※12})	・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90% ^{※12})

*12 リコール特約は、損害の額に縮小支払割合90%を乗じた額を保険金としてお支払いいたします。ただし、充実補償リコール特約でお支払いする費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

免責金額(自己負担額)
なし ●リコール特約全てのタイプ共通

●加入依頼書の告知事項申告欄3.のご回答の事故件数が2件以上となる場合、充実補償リコール特約は付帯いただけません。ただし、その場合であっても、限定補償リコール特約は付帯いただけます。

⚠ ご注意	
1	<p>●本制度においては、加入者の個々の支払限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体での支払限度額(保険証券総支払限度額)が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×(0.5%～2.0%)」で設定されます。</p> <p>●この契約全体でお支払いした法律上の損害賠償金^{※13}の額が、保険証券総支払限度額に達したときは、ご契約者から所定の期間内において総支払限度額を増額する請求がなされ、引受保険会社がこれを承認する等の手続きが行われない限り、以後法律上の損害賠償金^{※13}をお支払いすることができません。</p> <p>●なお、保険金は加入者の損害(賠償金、争訟費用等)が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きが完了した順に支払われます。</p> <p>*13 左記「PL保険制度 1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法」の①の保険金を指します。</p>
2	●本保険制度全体の実績により、次年度以降、保険料の調整が行われることがあります。
3	●被保険者が、中小企業製造物責任制度対策協議会用または全国商工会議所PL団体保険制度用の保険約款に基づく生産物賠償責任保険契約(以下「協議会契約」といいます。)において被保険者となった最初の日を含みます。ただし、協議会契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の初日までの間に非加入期間がある場合において、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、非加入期間が終了した日をいうものとします。

